

【足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」】会議録

会 議 名	足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」 (令和 2 年度第 3 回)
事 務 局	子ども家庭部 子ども政策課
開催年月日	令和 3 年 3 月 1 7 日 (水)
開 催 時 間	午後 2 時～
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室
出 席 者	(計 2 4 名) (部会員) 齊藤多江子、野辺陽子、片野和恵、川下勝利、古性 力、加藤真砂美、大高秀明、鳥山高章、 秋生修一郎、松野美幸、川口真澄 (特別部会員(意見表明者)) 小谷博子、中嶋篤子、廣島清次、高祖常子、 三浦昌恵、小田恵美子、中台恭子、首藤広行 (事務局) 子ども政策課長 菊地 崇 (関連部署) 子ども施設入園課長 安部嘉昭、待機児ゼロ対策担当課長 櫻井健 住区推進課長 物江耕一郎、親子支援課長 橋本太郎 (敬称略)
欠 席 者	(特別部会員) 古庄宏吉、野尻和良、飯田今日子 (敬称略)
会 議 次 第	別紙のとおり
資 料	議事内容(議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他) 1 審議・調査事項 (1) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について ＜子ども施設入園課＞ (2) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の確認について ＜子ども施設整備課＞ 2 報告事項 (1) 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について ＜待機児ゼロ対策担当課＞ (2) 「足立区学童保育室整備計画」の見直しについて ＜住区推進課＞

	3 情報連絡事項 (1) 区立保育園での医療的ケア児受け入れについて ＜子ども政策課＞ (2) 小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について ＜子ども施設指導・支援担当課＞ (3) 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について ＜子ども施設運営課＞ (4) 令和3年4月保育施設利用申込受付状況及び保育コンシェルジュ利用状況について ＜子ども施設入園課＞ (5) 児童虐待防止推進月間の事業実施報告について ＜こども家庭支援課＞ (6) 「令和元年度子どもの貧困対策主要事業実績及び評価結果」及び「第1期子どもの貧困対策実施計画-5年間の取り組みと成果-」について ＜子どもの貧困対策担当課＞ (7) 令和3年度学童保育室の入室申請受付状況および整備予定について ＜住区推進課＞ (8) 学童保育室の特別延長保育の実施について ＜住区推進課＞ (9) 「ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給」の支給状況について ＜親子支援課＞ (10) 児童扶養手当・特別児童扶養手当における所得額の計算方法の変更について ＜親子支援課＞ (11) 足立区児童育成手当条例施行規則等の一部改正について ＜親子支援課＞ (12) 令和3年度の児童扶養手当等の手当額について ＜親子支援課＞
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

菊地子ども政策課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます子ども政策課長の菊地でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

前回に引き続き、本日も区の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインに基づきまして、参加者の皆様には会議でのマスクの着用をお願いしております。また、対策として座席間の間隔を設けておりますので、ご不便をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちでしょうか。お持ちでない場合、事務局までお申出いただければと思います。よろしいでしょうか。また、本日席上に配付させていただいた資料は全部で1点ございます。子ども支援専門部会委員名簿となります。なお、委員の先生方からいただいた事前の質問はございませんでした。

以上が本日の資料でございます。不足等はないでしょうか。

では、議事に入ります前に、進行上ご協力いただきたいことがございます。前回と同様に、通常の体制から変更しております、部会員、特別部会員以外の参加は原則、案件の説明者のみとさせていただくことにいたしました。情報連絡事項に関する案件の担当管理職は不在となりますので、いただいたご質問の内容によりましては後日の対応となりますことをご了承ください。

それでは、ただいまより「子ども支援専門部会」を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準じて傍聴席をご用意しております。会議中は録音、写真、ビデオ撮影などは禁止となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

ご発言いただく場合は、お手元のマイクのボタンを押してから、お名前を頂戴して、それからお話しいただければと思います。お話を終えましたら、また再びボタンを押していただければと思います。

それでは、齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

では、本日の案件ですけれども、審議・調査事項が2件、報告事項が2件、情報連絡事項が12件というふうになっております。本日の会議終了時刻は15時30分を予定しております。各項目の審議に当たりまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、従来どおり、審議・調査事項と報告事項のみ事務局より説明いただきます。情報連絡事項は事前にご覧いただいていることを前提に、説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、各案件に対する事前質問への回答は、その都度説明いただきます。

まずは、審議・調査事項（１）家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について、安部子ども施設入園課長より説明をお願いします。

安部子ども施設入園課長

皆さん、こんにちは。子ども施設入園課長の安部でございます。着座にて説明をさせていただきます。

資料１ページ目をご覧ください。前回の子ども支援専門部会においても同様の案件をお諮りしておりますが、当課で所管しております家庭的保育事業、いわゆる保育ママの認可手続などをするに当たりまして、児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき本案を提出させていただくものでございます。

まず、認可の理由についてでございます。１の（１）をご覧ください。保育ママの認可要件としまして給食提供が必須となっておりますが、平成２８年度から事業を開始した保育ママにつきましては、現在、認定保育ママとして事業を実施していただいております。このたび新たに認定保育ママ６事業者で給食提供の準備が整いましたので、認可手続を行いたいというふうに考えております。

２ページをご覧くださいませでしょうか。今回、認可手続の対象となっている保育ママの一覧でございます。所在地、規定の保育室の面積等は記載のとおりでございます。

また１ページ目にお戻りください。１の（３）をご覧くださいませでしょうか。認可年月日につきましては令和３年４月１日付としております。なお、今回をもちまして全ての認定保育ママの認可手続が終了するという形になります。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について、ご意見等はいかがでしょうか。ありますでしょうか。

特になさそうですので、なければ、本案のとおり進めていくことでご異議ありませんでしょうか。

それでは、異議ないものといたします。

続きまして、審議・調査事項（２）特定地域型保育事業の認可及び利用定員の確認について、川口子ども施設整備課長よりお願いいたします。

川口子ども施設整備課長

待機児対策室長の川口でございます。私は子ども施設整備課長を兼務しておりますので、私から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料３ページをご覧くださいませと思います。特定地域型保育事業、ちょっと耳慣れない行政用語になってしまいますけれども、この認可と、利用定員の確認についてでございます。千住の地域で今、再開発事業を進めております。前のトポスとか都税事務所の跡地に再開発のマンションが建ちまして、一気にお子さん方、若い方々の人数が増えていく中で、小規模保育室を誘致したところでございます。

恐れ入りますが、５ページを開いていただけますでしょうか。先ほど申し上げました特定地域型保育事業は、小規模保育事業Ａ型でございます。認可の基準等々書かれておりますけれども、１９名の保育を行う施設で、保育士の人数等も定められた人数、資格も保育士が行うことという形で決められた人数となっております。また、面積基準等もございまして、０、１歳児については３．３平米だ

ったり、基準を設けて保育を行うことになっております。表の右側になります、ちぐさ保育園カノン千住園につきましては、こちらの基準を全部満たし運営をしていただけるということになっております。

続きまして、施設の所在地、利用定員、保育定員の過不足の状況でございます。こちらは4ページをご覧くださいければと思います。千住の地域全体で過不足がないか確認していただきたいと思っております。令和3年3月末現在の状況、それから、ちぐさ園が開設することに伴いまして、真ん中の令和3年4月1日現在の過不足になります。見込みとしましては、かなり的人数が保育の定員が余るかなと予想されているところでございます。2番目に書かせていただきました、保育需要を上回っているけれども、3号保育、一、二歳児及びゼロ歳児については、現在、比較的余裕が少ないような状況で、ちぐさ保育園カノン千住園が開設することになりますと、(2)になります、十分な定員が確保される見込みでございます。

3番の開設対象施設の概要でございます。先ほど申し上げましたとおり、千住1丁目のトポスと都税事務所の跡地のところを利用した再開発のビルの2階になります。利用定数は19名、特記事項にも書かせていただきました、ファミリー向けの169戸の住宅とお聞きしておりますので、待機児童が出たことを未然に防ぐために、このマンションの施工事業者さんをお願いいたしまして、この施設の中で保育を行っていただくということを今、考えている状況でございます。

3ページのほう、お戻りいただければと思います。以上のこと、説明させていただきましたけれども、この地域、以前でもこの委員会のメンバーの中で、千住の地域、特に中心部の中で、何で保育園ができないんですかと

というようなご意見も頂戴しているところから、ここのマンションが開設するに伴いまして、小規模の事業所に来ていただき、保育を運営していただきたいと思っております。ご意見頂戴したいと思っております。

雑駁でございますが、私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について、ご意見、質問等がありますでしょうか。

川下委員。

川下委員

民間保育園連合会、川下です。その他の内容については、後ほど報告事項のほうに待機児童アクション・プランというのがありますので、そこでお聞かせいただきたいなと思うんですけども、今の資料の中で4ページのところで、今まさに説明があった利用定員の確認概要というところなんです。 (1)のほうで、定員の余裕が比較的今は少ないと、この施設を開所することによって十分な定員が確保される見込みというふうに書かれているんですね。この保育需要の中で、例えば3号認定が78人から91人に増える、また、36人から42人に増えるということになっていますが、78、36では定員の余裕が少ないというふうに考えられた理由と、それが91と42になると十分な定員が確保されるというような、その文言のところの使い方が、何か根拠があるものなのかどうなのか、私がただ数字を見ただけですと、これだと比較的余裕が少ない、これなら十分確保しているというふうに読み取ることが非常に難しいんですが、その点をお知らせいただきたいなというふうに思います。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

千住地域につきましては現在、令和3年に向けての数字を記載させていただいているところでございます。アクション・プランでは令和6年、子ども・子育て支援事業計画の中で、アクション・プランの54ページ、右側の中ほどの表ですが、令和6年まで保育需要の見込みを出させていただいております。こちらの中で、一番右側の令和6年4月1日付の1歳児、2歳児につきましては、過不足が3まで数値的には厳しい状況でございますので、これを確保するためにも、この一、二歳児につきましては整備をすることで、十分な余裕を確保できると判断させていただいたところです。

川下委員

0歳児はどうなりますか。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

0歳児につきましては、当初からの余裕40名前後がございますので、比較的少ない状況ではありますが、余裕は確保されているというふうに考えております。

川下委員

いいですか、やり取りしてしまって。今のお話で言うと、0歳児については46名の余裕が出ているという状況で、例えば、令和5年よりは増えていくということですよ。ですと、やはりこの6名増やすのが、比較的余裕が少ないというふうにはなかなかないのかなというふうに思うんですが、ここから先は次の報告事項のほうで、させていただきます。

齊藤部会長

分かりました。

では、手を挙げられていたのは中嶋委員ですね。お願いします。

中嶋委員

同じことを違った視点でちょっと質問させていただきます。今ご提示いただきましたアクション・プラン54ページの過不足の数字というのは、待機児解消から見ると余裕のある数字となります。でも、現実には空いている、定数の空きがこれだけ毎年空くということですね。今回も小規模保育事業ですが、小規模も認可園も、定数が空いていると公定価格の補助がないので、経営的に苦しくなるところを踏まえた上で、何ゆえこんなに余裕を持たせなくてはいけないのかということ質問したいと思います。

2つ目に、このトポスの跡については大規模開発があるからということで、アクション・プランの97ページに資料5として、足立区大規模集合住宅の建築における子育て支援施設の設置の協議に関する要綱と掲載されております。協議をさせなければならないということは、必ずしもこの待機児がまだ多い千住地域に、本来だったら設置しなければいけないということにはならないはず。協議をするだけであって、足立区としての待機児解消プランに応じた対応をすればいいわけであるので、私が、千住地域にどうして今、千住地域の小規模保育事業所がとても空き定員が多くて経営者が苦しいと言っているさなかに、このトポスの跡に小規模保育事業を開設するのかと質問したときには、答えは、この大規模集合住宅の建築等々の要綱があるからだというお返事だったんですけども、改めて読んでみると、だからといって設置しなくてはいけないとはどこにも書いていないので、区として今後、この6年間、予

測の空き状況、つまり、空いている分、事業者に対してどう対応していく予定なのか、もう一つ、この大規模集合住宅の建築において必ず設置していくのか、私はそうは読めないんですけれども、どういう方針なのかと、2点を質問させてください。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

待機児ゼロ対策担当課長のほうから回答させていただきます。まず、マンションからの需要につきましては、子育て世代がマンションを購入されるということから、新規に大規模なマンションを開発することで、そこから発生する需要というのが多いときで、マンションからの約10%以上の発生需要が出てくる状況でございます。ですので、大規模な、今回、再開発事業によるマンションを開発されたときに、事業者に要望をしながら設置をしていただいたところでございます。

また、大規模集合住宅における協議でございますけれども、こちらは協議することは義務づけておりますけれども、設置までは義務づけてはいないところでございます。ですので、マンション事業者に保育需要の状況をお話しさせていただきながら、設置にご協力いただける方につきましては設置をお願いしているという状況になります。

中嶋委員

ということは、今回は設置をお願いしたということですね。保育施設の空き状況が、すごく多くある状況にもかかわらず、マンション建設事業者に設置をお願いしたと、そういうふうな受け取ってよろしいですか。

川口子ども施設整備課長

待機児対策室長でございます。先ほど待機児ゼロ対策担当課長からも答弁させていた

いただきましたけれども、マンションが建つところによっては、必ずしも設けなければいけないということではございません。マンションの規模だったり、マンションの戸数が、さほど数多くなくて、その地域の待機児に影響は与えないだろうということを考えれば、要望はしておりませんけれども、この千住の地域は、もともと妊娠届出時の調査からも、お子さんを1歳になったら預けたいというご要望が大変多い地域でございますので、この地域におきましては、区のほうからも強力に設置をお願いしたところでございます。

齊藤部会長

すみません、私から率直な。大規模ということなんですけれども、今回の開発はファミリー世帯がどれぐらい増える見込みなんですか。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

待機児ゼロ対策担当課長から回答させていただきます。資料4ページに、下段のところに特記記載させていただいておりますが、ファミリー向けとしまして約170戸のマンションが、住戸が入る予定でございます。

齊藤部会長

古性委員。

古性委員

小学校PTA連合会の古性と申します。このマンション自体は分譲マンションだと思うんですけれども、違いますかね。賃貸じゃなくて多分、分譲、一等地の、元トポスのところだと思うんですけれども、足立区中でも超一等地なので、金額が相当張るんですね。子育て世代、若い世代だと正直、自己資金とかローンで入るかどうかなというところなん

ですけれども、親の援助とかいろいろあるので、いろいろな世帯が入ってくると思うんですけれども、結構このマンションですと、もう売り始めてからすぐ予約とか入っていると思うので、もしかしたらもう現時点で業者に聞けば、実際に世帯構成がどうなっている方が申込みしているのかって分かると思うんですね。なので、もしできるのであれば、それをちょっと情報提供してもらって、別に個人情報じゃないと思いますので、実際に3歳、4歳の子どもがいる世帯がこれだけ入るんだよというのがあれば、この開設というのも押す材料というか、になるので、用意したらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

小田委員

特別部会員の小田です。千住ザ・タワーについてなんですけれども、去年の夏にいろいろ聞いたんですけれども、割とやっぱり年配の方が購入される、分譲のみです、年配の方が多くて、あとはファミリー層もいるんですけれども、半分いけばいいところだと、もっと少ないと当初言われたんですけれども、それぐらいのところ、今ちょっと、うちもまだ引っ越しきちんと終えていないんですが、何となく層を見ていると、まだ結婚して間もない方、夫婦で入居している方が本当に年配の方が多いような感じで、ちょっと保育園に関しては、そこの、例えば千住ザ・タワーのみで見ていると、開設しなくても足りるのかなというような、本当そんな、若い層がそんなに多いというイメージはありません。

あとは私も、ちょっとこれ私事なんですけど、駅近に引っ越したくて、結構、去年からマンションを、中古マンションを含めて徒歩5分以内とかで探していたんですけれども、結局、4人家族なので、広さ的に3LDKが必要と

なると、全然出ないんですね、中古物件も出なくて、やっぱり駅近で便利で、皆さん手放したくないという方が多くて、そうなりとやっぱりそのまま年齢層が上がっていったら、多分、若い方々も中古物件を見ていると思うんですけれども、同じように、結局空きがないと買えない現状で、そうなりと層が、駅近というのは、変な話ですけれども、病気で亡くなったりとか本当にしない限りは、なかなか本当に空かないというのが現状で、そうなりとやっぱり入れ替わりも、まだここ、やっぱり結構、北千住も高齢者多いとは思っているんですけれども、やっぱり何十年、10年とかたっていけないと、あまり変わらないかなと。

以上です。

大高委員

事務局のほうに聞くけれども、千住地域における需要と供給のバランスを考えると、中嶋委員がおっしゃるように、超過供給になっているでしょう。ただ、駅前に再開発ビルができるということに伴って、新しい需要が生まれたときに、果たしてその超過供給になっているところにそういった方々が子どもさんを預けるかどうかという一つの疑問的なファクターがあったんでしょう。しかも、一方では駅前に保育所を整備してほしいという声も少なからずあったんでしょう。だから、千住地域全体で見ると超過供給なんだけれども、駅前のピンポイントで見ると超過需要が発生していたから、たまたまビルができるということに伴って、その超過需要を何とか吸収できる方策がないかということで、設置の要望をしたんじゃないの。しかも、ここにある保育所は、ここのタワーの人の専属保育所じゃないわけでしょう。そういった意味で、面で見るとか点で見るとかの説明をもう

少ししっかりしないと、今みたいなものが出るよね。

齊藤部会長

お願いします。

菊地子ども政策課長

大高委員より発言いただいたとおり、千住エリア全体で見た整備状況からすると、定員に余裕がありますが、千住の駅前は、なかなか土地もないので、保育所の整備が進まない状況でございます。そのため、千住の中でも周辺のほうで整備を進めてきており、そこでの定員の余裕はございますけれども、駅前地区での需要に応えるためには、やはり今回この機会を逃すべきではない、整備をしていく必要があるという、そういう分析もあり、今回このような形で提案させていただいているという状況でございます。

齊藤部会長

川下委員。

川下委員

多分、小規模保育って、中嶋先生、あれですよ、もう入所は決まっているんですよ、4月。現に今議論しているところの申請の状況はどうなんですかね、空きがあるのか、ないのか。それで、例えば、小規模って19名定員と、もう一つ段階がその下があったと思うんですけども、本当にこの19名で経営的に進んでいくことができるのか、どうなのかなというところが、ちょっと教えていただきたいなと思います。

齊藤部会長

お願いします。

安部子ども施設入園課長

子ども施設入園課長でございます。カノン千住園、内定の状況につきましてですが、定員はご説明させていただいた19名で、合計で今のところ内定が決まっているのが8名です。ゼロ歳が2人、1歳が4人、2歳が2名になっております。

川下委員

19名のところで、今おっしゃった、例えばゼロ歳が6名のところに2人、1歳が6名のところに4人、2歳が7名のところに2人という、例えば、今年は開設初年度だとしても、1年間、非常に経営的には厳しいのかなというふうに思うんですが、それについてはしょうがないよねということなのかしら。特別に補助が出るとは思えないんですが。

安部子ども施設入園課長

既に小規模に出しているゼロ歳児の空き定員の補助というのは今年からやらせていただいておりますので、ゼロ歳児の補助については、まあ、やれるかなというところでございます。なかなか、最終年度の年齢、小規模でいくと2歳になるんですけども、2歳、1年しかないのにその園に入れるという方はなかなか少ないですし、年度途中から入る見込みもなかなか多くないかなというところがありますので、2歳については今おっしゃったように、ちょっと厳しいところはあるかなというところがあります。

齊藤部会長

中嶋委員。

中嶋委員

先ほど申しましたように、定数の数だけの公定価格の補助金が来るところで言

うと、年間通して8割を超えないと経常収支的にはいい状況にはならないというのが施設運営側の状況です。それで、今回、千住の中心地にファミリー層が入るかもしれないというところで、この小規模を開設したという状況があるんですけれども、ということは、千住の中心地以外の小規模はますます定員が減っていても、それは致し方はないというふうに思っただけの発言でしょうか。それとも、私は、開設許可をするのも募集の許可をするのも足立区なので、状況がこういった状況で、2年先のことを考えてと、今ちょっと先行投資で開設をしてもらって、ちょっと空いているけれども、2年、3年先のことを考えて今、整備しているんだとおっしゃるならば、0歳児の、しかも半年だけの欠員補助ではなくて、1歳児、2歳児の欠員に対してもきちんと補助を出さないと、事業者は足立区からどんどん逃げていきます。そうすると、結局また待機児が出てくるということになりますので、そういったところの腹のくくり方がどうなのかということが見えなくて、心配な状況です。

齊藤部会長

今のは意見ですね。

齊藤部会長

そのほか、ございますでしょうか。

廣島委員。

廣島委員

認証の廣島でございます。今の議論をお聞きしております、私も常々思っていることなんです、私も事業者の立場から申し上げますと、施設を開設するということは10年単位で見なければいけないという、撤退するについても相当な制約を受けてのこ

とになりますので、今回のこの案件については様々な判断の上でのことだろうと思いますので、ただ今後の、これから、資料を読ませていただいて、その辺については触れておられますけれども、一番大事な点は、今の事業者、小規模も含めて、私、認証ですけれども、特に認証について申し上げますと、非常に格差が出てきているという現状がございます。ただ、認証については都のほうも大分注力していただいて、制度的に柔軟な形を今、検討しているということですのでございませうけれども、施設整備についてのことについては、もうちょっと長期的な視点に立った、非常に表現よろしくないと思いますが、場当たりの整備がされていないかという。

例えば、今日の日経等によりますと、足立区は0.74、73だったかな、すみません、ということで、非常に整備がもう充足をされているというようなことも踏まえていくと、これからの考え方としては、やはり既存施設の有効活用と同時に、ミスマッチが相当あるであろうと、ミスマッチというのは要するに、場所の問題がありますから、むしろハードの面から、いかに本当に困っている人についての、ソフトの面でも配慮されるような政策がもし可能であれば、その辺の、いわゆる予算を伴わない、負担が伴わないような、工夫されるような、いわゆる保育弱者に対する手当てをしていくというのが大事だろうというふうに、非常にこれからの流れが大きく変わってきているんだろうと思います。今までの施設整備が前面に出ていたものが、これから施設をいかに有効利用していくかということ、それから、もう一つは施設ごとの役割の分担、それによって、非常に困っている方についての即応的な対応ができるような場所があってもいいだろうと。

今一番、特にコロナ禍の中で困っているの

は、今日をどうする、あしたどうするという人も現実に出てきているという、この現実を我々としては、どうそれを吸い上げていくかという視点が大事だと思いますので、柔軟な対応をぜひお願いをしたい、このように思います。

以上でございます。

齊藤部会長

お願いします。

高祖委員

高祖です。1つだけ要望ということで伝えさせていただきます。本当に今、皆様が言っているらっしゃるとおりに、長期的な視点でということで、待機児童というか、子どもの育ちというところで考えていただければいいなというふうに思います。そして、今お話しの内容が、審議ということの議題ということで出されておりますが、でも、結局もうこの4月からスタートする園に対しての意見なので、ここでみんなが反対だから、じゃ、やめようかということにはならないですね。今回コロナ禍でということで、なかなか議題に上がりづらかったのかもしないですけども、いまいまの段階でここに出てきても、結局、皆さんの意見は出せるだけの、反映はちょっと、結果ありきというか、的な感じはしておりますので、諮るタイミングですとか、その辺はもう少し、全体のデザインを含めて、今後はこういうような方針で、今、委員の皆様から出たような、全体のデザインの中でどういうふうに待機児童とか、今経営しているらっしゃる方がご負担がないように、考えていただければと思います。結果、子どもの育ちにいい環境で保育ができるということにつながると思うので、その辺を含めて、少し広く見ていただけるといいかなと思いました。

意見だけです。

齊藤部会長

ありがとうございました。大丈夫でしょうかね、ほかにご意見ないでしょうか。

中台委員、お願いします。

中台委員

すみません、長くなってしまって。利用者の視点から言って、今の件についてお話ししたいんですが、人口推計であったり、量の見込みというのは、ちょっと計算方法、難しいことを私は存じ上げないですけども、待機児童についてもなんですが、小学校、中学校の学校選択において、今年度、小学校、中学校、それぞれ1校当たりの受入れ可能人数をはるかにというか、大幅に上回って、学区内の人数が大幅に上回るという学校が何校か見受けられておりまして、そうすると、ちゃんと分かっているらっしゃる方は大丈夫なんですけれども、保護者の中には、学区内なのに抽せん対象になってしまうのではないかという不安を感じる保護者もいらっしゃるして、マンションやうちが大規模に開発されるのって一朝一夕に決まるものではないはずなので、そのあたりの量の見込みをしていらっしゃるにもかかわらず、急に一桁、行っても10人ぐらいが増えてしまうということはあると思うんです、そういうことはあると思うんですが、ある学校にしてみたら1クラス分ぐらい増えてしまうんじゃないかというぐらいの学区内人数が受入れ可能人数を上回っているところがあって、今までちょっと見たことないな、みたいな人数のずれを目撃したもので、なので、そうするとやっぱり保護者の中にはそういった不安に、そんなことは、学区内の人を受入れ先に行けないということはないんですけども、そうい

う不安は説明すれば分かるんでしょうが、無用な不安を保護者に強いているのかなというところがありまして、なので、その辺の、学校側としても困ることもありますし、保護者から区に問合せもあったりして、区の担当者ももちろん余計なことで困ることもあると思うので、そういった人数を出すとき、難しいのは承知しているんですけども、待機児童に関しても、学校の受入れ可能人数にしても、私はどうしていいか分からないですが、もう少し人数を、何と言ったらいいんでしょう、調べることはできないのかなと思いました。

以上です。

齊藤部会長

ありがとうございます。大丈夫でしょうか。

今回のところはこれで決定になっていくプロセスなんだろうなと思うんですけども、今後の施設整備のところで、様々な立場の方からご意見が出ていますので、ぜひそのあたりを参考にさせていただいて、今後の計画に生かしていただきたいのと、多分その説明のところで、やっぱり皆さんおっしゃっているように、一本大きい柱が、足立区としての柱が見えないから、なかなか理解しづらいところもあるのかなというふうにちょっと感じたので、そのあたりも含めて、お願いいたします。

大高委員

地域保健推進協議会の本会有るでしょう、その際に、今出たご意見を要約して、こういうご意見がありましたというふうに、その本会の中で公表しないと、せっかく委員の皆さん方が来て、様々な意見をおっしゃっていただいたのが無になってしまうから、それ

はまずもって、やるべきだというふうに思います。

それから、人口推計から将来の、例えば行政需要、保育園、学校、もろもろを予測するというのは、僕は行政マンじゃありませんから、あれですが、物すごく難しいんですよね。特に、流動性の激しい都会だと、どういう人がいつ入ってくるかということは、あくまでも経験値でしかなくて、さっきもタワーでファミリー層だと約10%ぐらいだろうと予測をしているんだけど、おっしゃるように所得階層の高い人が果たしてどうなのかしらということのファクターを加味すると、多分10%は行かなくて、本当に数%ぐらいのファミリー世帯の、子どもさんを設けようという、これからの世帯しか入ってこないということがあったりとかしますので、すごく難しいんだろうと思います。田舎のほうだと人口の流動性がほとんどないので、あそこの家庭は今度お嫁さんをもらって、大体このぐらいのタイミングでというのが分かるだろうし、そのお子さんが学校へ行くときにはもう6年先、7年先には学校へ行くよねという予測が立ちやすいと思うんですが、なかなか、役所のやっていることですから、そんなレベルだというふうに思っていた方がいい。

それから、学校選択制の一部見直しがあったんじゃないんですか、去年。そういった関係で学区内の需要数がちょっと変わっているんだろうと思うんです。だから、特に令和3年4月1日の学校の新入生の数というのが例年とは違った状況になっているんじゃないか、僕これは詳しくありませんけれども、そんなレベルなので、あまり行政のほうも期待しないほうがいいです。

大高委員

それが仕事なんです。

齊藤部会長

では、そういったことを踏まえた上で、本案のとおり進めていくことで異議ありませんでしょうか。

川口子ども施設整備課長

様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。大高委員もおっしゃられていましたけれども、非常に予測はとても難しいというのが私どもの本音です。なので、細かく地区を分けて予測をし、ここ3年ほどは本当に加速度をつけて保育施設を作ってきたという状況もございます。ですので、余りぎみのところもあるし、本当にかつかつで何とか保っているというエリアもあり、本当に毎年悩みながらやってきたところです。これからは一旦、ある一定数、器をきちんと用意したと私どもは思っていますので、ここからは調整をしていく、ミスマッチを修正していく時期になるのかなと思っています。また、その中で少し、マンションができたりとか、集合住宅が幾つも建つエリアも出てこないとも限りませんので、そういうときのために、やはり一時期は少し入らない施設のほうに財源投入をしていくですとか、そういった調整時期というのが今後なのかなと思っています。皆さま方には、毎年アクション・プランをお示しして、見てきていただいたという、経緯もございますので、今後もまた細かくウオッチしていくということは続けていかなければいけないと私どもは思っております。また度々にご意見を頂戴して、ぜひそれを生かさせていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

齊藤部会長

ありがとうございました。

では、続きまして報告事項に入りたいと思いますので、初めに事務局より次第の案件以外に報告があるということですので、説明をお願いいたします。

菊地子ども政策課長

それでは、ご説明いたします。内容としては、区の新型コロナウイルスワクチンに関するお話となります。今年度の子ども支援専門部会で、新型コロナウイルスに関する情報提供はさせていただいたところですが、今回は新型コロナウイルスワクチンに関する区の対応について、現時点で事務局で把握している内容を情報提供させていただければと思います。

まず、組織的なお話で、区では令和3年1月4日付で新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設いたしました。当初、4月17日から小中学校の体育館、地域体育館での新型コロナウイルスワクチンの集団接種の準備を進めておりましたが、ワクチンの十分な供給が見込めないということで、令和3年4月の実施は中止いたしました。3月5日現在の情報といたしましては、4月12日の週に2箱、約1,000人に2回分、4月26日の週にさらに1箱、約500人に2回分のファイザー製のワクチンが足立区に供給される予定と聞いております。

厚生労働省のホームページにQ&Aが記載されており、この中でお子さんに関する情報としては、「子どもはワクチンを受けることができますか」という質問について、「現在薬事承認されているファイザー製の新型コロナウイルスワクチンについては、16歳以上が薬事承認の対象となっています。また、予防接種法に基づく公費での接種の対象は、接種の

日に満16歳以上の方です。このため、16歳に満たない方はワクチン接種の対象にはなりません」との回答となっております。詳細につきましては、厚生労働省のホームページに記載ございますので、ご確認いただければと思います。

ワクチンに関する情報が日々更新されておりますので、区といたしましても、国や都の動向を注視しているといった状況でございます。引き続き、これ以外の情報等が入ってきた場合には、また当専門部会でも情報提供させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、改めまして、報告事項（1）足立区待機児童解消アクション・プランの改定について、櫻井待機児ゼロ対策担当課長より説明をお願いいたします。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

資料の6ページをお開きください。私からは、足立区待機児童解消アクション・プランの改定について報告させていただきます。所管部課名は記載のとおりでございます。

待機児童は令和2年4月に3名まで減らすことができましたが、令和3年4月以降の待機児童の解消実現、維持を図るための取組として、改定を行いました。

まず、1の保育需要の見直しです。昨年策定の子ども・子育て支援事業計画の量の見込み、保育需要で使用した人口推計を新人口推計に更新したほかに、マンション開発などによる拠点的な保育需要を見込み、保育需要の見直しを行いました。見直しの結果は表にあります。令和6年までの必要保育定員数は確保できる見込みであり、待機児童解消を実

現できると考えております。また、定員が確保できていることから、新たな施設整備は予定しておりません。

次に、適正な保育定員数の確保、維持策です。既存の保育施設では、築年数の経過により施設更新の時期を迎えている施設が多くあります。そのため、施設更新時などに適正な定員を確保していくものです。1の区立施設につきましては、足立区一般施設のマネジメント計画に基づく改修時に定員調整を図ります。現在予定しているのは、次ページに記載の廃園や民営化のみですが、今後、各園で改修等を具体化していく中で、定員の適正化を図ってまいります。2の私立施設につきましても、建替え時に定員の適正化を図ってまいります。保育定員の空きがある3から5歳児の定員を減らし、低年齢の定員を増やすなど、適正化を図ってまいります。3の大規模集合住宅建設時の協議は、大規模なマンションを計画している事業者、地域の状況に応じて保育施設の設置を要請しているところでございます。先ほどの小規模も、これにより開設していただいた施設になります。4の多様な保育の拡充と利用促進は、既存の施設のサービスの拡充を図り、利用の促進を図るものでございます。

8ページをお開きください。空きが集中した保育施設の経営支援でございます。新規整備や新型コロナウイルス等の影響により定員の空きが集中した施設があります。経営面による保育事業の事業撤退を防ぐために経営支援を図るものです。（1）の私立施設の定員変更は、入所率が低い保育施設などに対し、定員変更を行うことで給付費の単価を上げるなど、経営面の支援を行ってまいります。

（2）の区立施設の入所抑制につきましては、一時保育の拡充など保育サービスを充実するため、入所定員の抑制を行います。区立園

で減らした定員分を私立園の利用につなげてまいります。(3)の固定的経費の補助は、賃借料の補助など支援を行うものでございます。

最後の教育、保育の質の向上と安定に向けた対策については、引き続き教育、保育の質のガイドラインの活用や指導、支援を取り組んでまいります。記載されているページにつきましては、本編での記載になりますので、後ほどご確認いただければと思います。

今後につきましてですけれども、4月の保育利用の状況を踏まえ、アクション・プランの改定を予定しているところでございます。

説明は以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございます。

続きまして、報告事項(2)「足立区学童保育室整備計画」の見直しについて、物江住区推進課長よりお願いいたします。

物江住区推進課長

住区推進課長、物江でございます。着座にて説明させていただきます。

資料9ページ目、ご覧ください。足立区学童保育室整備計画の見直しについてでございます。昨年度、学童保育室の待機児対策としまして、学童保育室整備計画、初めて策定しました。毎年需要と供給のバランスを考えるとという意味で、見直しを今年度行ったというところのご報告になります。

見直しの基本的な考え方は、5点挙げさせていただきましたが、従来、昨年策定する前までは、全部で7エリアだったのを33地区に細分化をさせていただいたというような基本的な事項は引き継いでおります。また、計画期間が見直しにより1年後ろ倒しになりまして、令和3年から令和7年度、今年度

でいうと、令和3年度の入室申請を昨年の末からやっておりますので、直近のデータといったものを反映させております。

特に、学童保育室、(4)になりますけれども、小学校1年生から6年生まで利用できますが、必要性はどうしても一、二年生が高いと思われますので、待機児の解消に向けては一、二年生を重点的に目指していきたいと。また、来年度、この4月からの入室の申込みを見ますと、全体の受入れ可能数よりも申請者数が少ない状況になりましたので、今後、需要と供給の様子を見ながら、増やす一方ではないということも考えていきたいということで、見直しの基本的な考え方とさせていただきます。

需要数の算出に当たりまして、2番、見直しに当たって2つ変更を加えました。1点目につきましては、大規模開発の100戸以上の区で把握しているものを需要の算出に入れたというところでございます。2点目につきましては、学童保育室は小学生の放課後の居場所でありまして、結構中途退室者がいらっしゃいます。ですので、4月の段階で待機者数と年度末での待機者数というのは結構、大幅に違っています。過剰整備につながることも踏まえて、この計画では9月末の在籍者数で見させていただいてございますけれども、今回、今般のコロナウイルスの影響もございまして、令和2年と令和1年を比べたときに、中途退室者が令和2年は約1.5倍おりました。そういったところを踏まえると、この9月の在籍者数を今まで2年平均で行っていましたが、令和2年度の分を入れてしまうと、ちょっと平均値が統計学的に見ても異常値が発生する可能性がございますので、2年平均で見ていたのを3年平均で見させていただいて、なるべく通常時も含めて平均的な在籍者数ということで見させて

いただくように変更を加えたというところ
でございます。

また、待機児対策につきましては、学童の
整備だけではなくて、ここに記載はございま
せんけれども、小学校の放課後子ども教室で
すとか、あと、ランドセルで児童館といいま
して、児童館の中に、学童ではございませ
んけれども、直接児童館の利用、お子さんが遊
べる場の提供を踏まえながら、今後も待機児
対策ということで進めてまいりたいという
ことでございます。

以上になります。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項と情報連絡事項、併せ
て質疑応答を行いたいと思います。事務局よ
り連絡がありましたとおり、情報連絡事項に
関する案件の担当管理職が基本的に不在と
なりますので、いただいた質問の内容によっ
ては後日の対応となりますことをご了承く
ださい。

それでは、ご意見ありますでしょうか。

川下委員。

川下委員

先ほども、今度のこの待機児童アクション・プランでやるのかなという議論がかなり
出ていたような気がするんですが、私は改めて
何点か聞かせていただきたいなというふう
に思っています。

実際に待機児童アクション・プランの別添
資料のほうに、27ページになります、上段
のところと四角で囲ってあるところなんです
が、保育需要予測のペースで保育需要数が
増加すると想定していると、令和2年4月の
84%から、全国平均と同等の90%（程よ
く埋まっており、かつ一定程度年度途中から

利用枠が確保された状況）というふうに書か
れているんですね。その図が多分、29ペー
ジのこの図なのかなというふうに思ってい
るんです。従来というのが、利用定員が10
0人の施設とすると、在籍児童は100人で、
現状は利用定員が100名のところが在籍
児童が80人と、これがきっと令和6年度に
は、利用定員を減らすことによって、90人
の利用定員に在籍児童が80名というふう
に書かれています。ここのところでもろもろ
の説明があるんですが、その辺はちょっと除
かせていただいたとして、10名定員で認可
定員というのは捉えているというのはこの
説明に書かれているとおりなんですね。とい
うことは、なぜ10名定員の刻みになってい
るかという、やはり10名を欠けると経営
的には厳しいということで、その10名刻み
というふうになっているんです。ということ
は、この行政が在るべき姿というのが、10
0人の認可定員を利用定員を90人にして
在籍児童が80名、これが在るべき姿という
ふうになっているんですが、もうこの考え
方自体が、現場を預かっている私たちにとっ
ては、在るべき姿ではないと。本来の在るべ
き姿ならば、ここはやはり80人の利用定員
または認可定員であるべきというふうに思
っています。ですから、まず、この在るべき
姿の図自体が、やはり行政が考えていること
と、実際に私立、民間保育園として運営をし
ていく中での大きな違いになっているのか
なというふうに思っています。

実際に認可定員ということで議論をして
いるんですが、保育所の運営でやはり一番困
っているのは、0歳は、先ほど人件費のほう
で補助が半年ありますよという話になった
んですが、1歳、2歳児が少なくなる、つま
り、1歳児でしたら5人に対して保育士1人
分の費用が子ども1人に入っているわけな

んですね、2歳児だったら同じように6人。ただ、四、五歳になると20対1ですとか30対1になるので、1人欠けてもそんなには経営的には大変ではないんですが、ですから、単純に定員を10人減らすというよりも、やはり1歳、2歳の定員に見合うような認可定員を考えていただけないと、非常に厳しいというふうに思っています。

その中では、28ページの下のところにあるんですが、令和3年4月における保育定員変更見込みということで、認可保育所の場合は3歳以上児を119人減らしますよというふうに書かれているんですね。これはこれで、もちろん需要を見てのことなんでしょうけれども、やっぱり現状としては1歳、2歳を何とかしてほしいという、それがまさに保育士の人件費に関わってくる部分ですので、このところを早急に見直しをしていただかないと、やはり経営的に非常に圧迫をしてくるような要素になってくるんだろうというふうに思いますので、まず、3、4、5歳児だけを減らすということで考えていられるのかどうかというところ、また、この令和3年4月ということで、もう既に入所の定員は決まっているので、その中からの1年間をかけずに利用定員の変更等を考えていってもらえるのかというようなところをぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

齊藤部会長

お願いします。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

待機児対策担当から回答させていただきます。まず、定員変更の年齢でございますけれども、特に、空きが多くなっている3から5歳児につきまして、定員変更のご相談をさ

せていただいているところです。1歳児につきましては、今年の待機児が3名出ているという状況もございますので、1歳児については、やはりまだ需要も出てくる、年度途中の需要等もございますので、今のところ2歳から5歳までを相談対象とさせていただいているところでございます。

令和3年4月の状況で、こういった空きの状況になってくるのか、そういったところも踏まえて、今後1歳の需要がどうなってくるのかを併せて検討させていただければと思います。

川下委員

その2歳児のところというのが、相談ニーズという形としてここには出ていないですよ、マイナス119という3歳以上しか出ていないですね。それで、私、まだこれは固まった数字ではないので、もしかすると変更等があるかもしれないんですが、先ほどの調査事項のほう、千住のこの4月の入所の状況を、個々の園が、入所じゃないですね、空き定員の状況を持っているんですが、0歳児については32名、1歳児については26名、2歳児については10人以上という施設があるので、人数がカウントのしようがないんですけれども、それでもやっぱり約30名ぐらい空き定員があるというような状況なんですね。そうすると、まさにこの1歳児、2歳児の状況がそのまま1年続くということは、やはり施設によっては非常に運営が厳しくなると、それを1年間我慢しなさいというようなことなのか、どうなのかというところの確認をさせていただきたいというふうに思っています。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

認可保育施設の定員変更でございますけ

れども、一つ基準としましては、2歳から5歳を対象にさせていただいているところでございます。ただ、空きが10名以上あるから定員変更というわけではなく、その他全体の入所率等、ほかの基準等も併せて利用定員の変更協議をさせていただいているところです。

川口子ども施設整備課長

待機児対策室長でございます。確かに昨年の4月から6月にかけてというのは大変、コロナ禍の中で、毎年ですと、特に0、1につきましては、4月、5月は空いているけれども6月は大体埋まってきているというような状況でございました。ところが、昨年に関しては、小さいお子さんをお持ちの保護者に関しては一足、保育園に預ける不安というところがございます。空きの状況が、ふだんだったら埋まるのに、埋まらなかった状況もございました。ところが、やはりだんだんと経済活動が進むうちに、0歳、1歳、2歳児に関しては空きが徐々に埋まってくる場所もございます。それから、年度途中で何らかのご事情によって、お引っ越しをされたりとかというような状況もございますので、4月当初の空きがあるからというだけではなく、ある一定程度の空きは年間通して考えていかなければいけないということと、そういう人の流れとかというところの状況も見極めながら、保育定員、利用定員を考えていかなければいけないと思っているところでございます。

以上です。

齊藤部会長

広島委員。

広島委員

広島でございます。今のお話伺いまして、実はこの29ページの在るべき姿というところで、この数字でございますけれども、経営感覚から申し上げますと、これは当然、在るべき数字だろうと思います。100%を前提にした経営というのは本来、それが一番理想には違いないわけですが、やはり今後の流れ、これは経営の問題だと。いわゆる事業者責任として、むしろ今の流れから言うと、常態化していくであろうということは思います、今後も。そういう意味では、やはりそれぞれの施設がそれぞれの努力をし、それぞれの工夫を凝らし、そして利用者から選択をされるという、そういう時代に入ったと。ある意味では護送船団の時代は終わったというふうに私は思っております。むしろ、そういう意味では誰でも、私は昭和51年から独自にやってきましたのでね、競争の中でずっとやってまいりました。むしろ今の時代は、こんな幸せな時代はないというふうに思っておりますので、むしろこの数字を基に、それぞれが工夫を凝らし、そして、一人でも多くの方に支援される、そして、もしかしたら、非常に言いにくい話ですが、これは淘汰ということは絶対にあり得る話だということを前提にした経営ということは考慮していかなければいけないというふうに、むしろ厳しく見ていく必要があるだろうと、これは経営者目線からの話でございます。

以上でございます。

齊藤部会長

川下委員。

川下委員

委員同士でやり取りをしてもしょうがないので、いいんですが、まさに今は個々の園の運営についてのご意見だろうなと思うん

ですが、私がお話をしたいのは、区としての全体の中でどういうふうに考えていくんですかというような議論なんです。ですから、この在るべき姿というのが当然、区が考えている姿ということならば、全体の施設がこういうふうになるということはないんですけれども、全体の施設がこういうような状況でもいいんだ、それがまた区が望んでいる姿なんだということなのかどうかということを確認をさせていただきたいということで、今の例のような、撤退云々というような議論をしているつもりはありません。それと、それをなくすということで、先ほど中嶋委員からも出たんですけれども、例えば、0歳児の空いている部分の人件費の補填を1歳、2歳にも、例えば何か月かをやることができるのかどうかというようなところも含めて、もし今すぐに回答ということではなければ、ちゃんと議論をした中で返していただきたいということと、あと、繰り返しになりますが、この在るべき姿というのが本当にこれでいいのかどうかということを、ぜひ検討をして、示していただきたいなというふうに思います。

齊藤部会長

お願いします。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

まず1つ、29ページに記載の在るべき姿は、全体の施設を100人あったところを、利用定員90人に下げていくというのではなくて、今、区のほうで考えているのは、27ページで保育予測をさせていただいたところです。令和2年のタイミングですと、入所が84%、空きが15%と、空きが多い状態になっている。この空きが多い状態のままでもいいのかとなると、令和6年に向けて保育

需要がさらに1,000人ほど増えていく、それまでのつなぎとして、この空きをどう考えていくのか、保育事業者に、空いている状態で、埋まってこないという状態ではなくて、その6年までの途中までに一時、在るべき姿として利用定員を変更させていただいて、経営面の支援をしていこうという形でございます。今入っていないから定員を減らしていこうということではなくて、将来的に伸びる見込みでありますので、一時この在るべき姿を使って定員を下げるという対応を取れないかということで、この在るべき姿という記載をさせていただいたところになります。

齊藤部会長

中嶋委員。

中嶋委員

確認なんです、利用定員と在籍児童ってありますが、保育士の配置はこの利用定員に応じて保育士何名というふうに配置しなければいけないんですよね。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

定員につきましては、28ページの上段の表の中にあります。利用定員につきましては、給付費の単価、認可定員のほうで保育士の配置基準という形になりますので、認可定員に合わせて保育士の配置をしていただくような形になります。

中嶋委員

分かりました。認可定員と利用定員なので、29ページの表には表れてこないということですね。

川下委員

今の説明じゃ分からないよ。

川下委員

私が言っているのが違ったら言ってください。認可定員というのは、そもそも0歳が何人、1歳が何人というふうに決まっているんですね。そこで3対1とか、足立の場合は5対1、6対1というふうになっています。2歳児が20対1か15対1かということで、最低その認可を受けているところで必要な保育士数というのは、その認可定員で出します。実際に利用定員ということになると、そこに加配の職員がいるんですね。ですから、そういう、例えば11時間を開くための職員ですとか、朝夕、または施設整備の職員ではないですけれども、そういう形の実際の利用定員に合った加配の職員がいます。ですから、その職員については最低、認可定員の職員数は確保しておかなければいけないけれども、利用定員が減ることによって、そこで調整が利くということなんですね。ですから、ここに書かれているような、認可定員が減っても保育士数が変わらなかったら、何もならないわけなんです。ただ、当然それ以外の給食調理員とか何かもちろんいますので、100人定員だったら100人いなければ、100人の子どもの100分の1ずつがそれぞれの、そういう保育士以外の賃金が入っていますので、70人では100分の70しか、満タンになっても、来ないということなので、利用定員のほうで、何ですかね、100分の70でも大丈夫なように、その100分の30分を補填をしますよというような利用定員の見直しをしてるところです。合っているかな。

中嶋委員

現実的に。

川下委員

私の説明でいいですか。

中嶋委員

ごめんなさい、私が言いたかったのは、現実にお子さんが19名入るべき保育園の0歳児の6名の定員のところ、2名しか0歳児がいない、3名しかいないと、そうすると、職員1人減らしてもいいんじゃないかという、人件費としてとても大きいので、と思うのですが、それが、0歳児6名の認可定数だから2名必ず置かなければいけない、職員を配置しなくてはならないというルールがあって、あるんですが、そこを、ここまで子どもの数というか、空き定員が増えてくると、利用定員に合わせた職員の配置でもオーケーにしてもらえないだろうかという、一つの検討材料としてお願いしたいということです。それが自治体のルールでできるのか、認可保育所は国の児童福祉法に決められていますが、小規模は19名のうちの3名って、とても大きい話だったり、職員が1名というのが人件費のうちの6分の1だったりするわけなので、そういったことがとても大きいので、自治体で決められる保育施設なので、ぜひ検討していただきたいというのが1点。

もう一点のお願いなんですけど、現場で働いていますと、1歳児から入所する希望者がとてもママの中では多いです。それでもゼロ歳児から預けたいという方は、1歳児まで待つと自分の希望のところに入れないから、空いているうちに0歳児に入れて、仕事も少し前倒しで始めてという形で、なぜかという、2歳まで育児休業手当が支給されるようになっていたことが職場の中では定着しているからだと思います。私は、その実態が今回のアクション・プランの中にちっとも見えてこないかと、0歳児を減らしていく、総定数

を減らしていくというところもちっとも見えてこないなというふうに気になっているところです。ますます空き定員ばかりが増えていってしまうことによる事業者の負担が大きくなってしまっているのではないかと不安です。

2つ言いました、意見として。ぜひ検討要素として加味して欲しいと思います。

大高委員

事務局さ、これ、行政計画として一応、3月改定したけれども、川下先生をはじめとして、各園の園長さん方のほうには、どういう手だてになるか知らないけれども、きちんと説明するんでしょう、事後に。こういうふうな計画を立てたんですけれども、これでやりますかということはやるんでしょう、事後に。

菊地子ども政策課長

各施設に対しましては、これから説明をさせていただきます予定です。

大高委員

その際に、今、委員から出た意見を踏まえて、お答えをきちんとしていくんでしょう。

菊地子ども政策課長

はい、そのようにさせていただきます。

大高委員

それから、措置費というのは、利用定員じゃなくて利用者分の措置費が入ってくるんでしょう。定員定数分で措置費のカウントをしているのではなくて、その月に来た子どもさんの数によって措置費を支弁しているんでしょう。なので、定員定数で保育のスタッフを抱えたコストと、利用数に応じて措置される措置費とのギャップがどうしても出て

しまうわけでしょう。それをどういうふうにするんですかという話なわけだよ。だから、それも要約して、今後説明するときにきちんと各説明会のときに説明するように。あわせて、さっき事務局のほうにお願いしたけれども、地域保健推進協議会の本会のときに、そういうご意見がありましたということをつちり言ってくれるかね。

齊藤部会長

ほかにご意見ありますでしょうか。ご質問でも構いませんが。

川下委員

今の中嶋先生の質問に答えられるところもあるんじゃないの。利用定員で職員配置をさせてもらっているのかというところは、もう答えられるんじゃないの、行政としては。

安部子ども施設入園課長

子ども施設入園課でございます。利用定員と認可定員のところでございますが、今ここで、利用定員を下げ、そこに合わせて職員の数を変えられるかというのは、すみません、ちょっと回答できないところなんですけれども、小規模保育室については、規模がやはり19人までということで、利用定員と認可定員で、やはりそろえていただく保育士にあまり変わりがない場所ですので、利用定員を落としたとしても認可定員が変わらないうと、結局保育士の数は同じだけそろえなくては行けないという課題があることは、こちらでも認識をしているところでございます。なので、小規模保育はそういった事情もございしますので、今年度から柔軟に定員を変えられるように、認可、利用定員共々ですね、変えられるというような相談体制を整えておりますので、ちょっと事業者の方と個別にお話を

させていただきながら、なるべくそういったところが少しでも、定員変更することで解消できるようであれば、そのような対応を引き続きさせていただきたいというふうに考えております。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

中台委員。

中台委員

特別部会員、中台です。学童保育室の待機児童の件についてなんですが、入室できなかった児童に対して、最終的にはランドセルで児童館であったり、放課後子ども教室をご案内ということなんですが、そもそもコロナ以前から放課後子ども教室は全校、全学年、毎日実施はできていなかったと思います。また、コロナ禍において放課後子ども教室自体を再開できていない、学校長判断なんですが、再開できていない学校もありますし、また、密を避けるために大体の学校が今、全校、全学年、毎日実施はできていない状況にあります。その中で、ランドセルで児童館を利用すればいいということなのかもしれないんですが、放課後子ども教室を当てにしていた方とか、テレワークの普及で、毎日出勤じゃないから学童保育室をやめて、放課後子ども教室に出勤のときは行ってもらえばいいやと思っているお母さん方にしてみると、来年度以降も恐らくこの全校で実施できない状況は続くと思いますので、そういった点も人数を把握する上で参考にしていただければなと思います。

あとちょっと、余談にはなるんですけども、最近よく、以前からあったと思うんですけども、学校長判断というものに全てを委

ねてしまうことを、ちょっと控えていただきたいなという意見もありまして、学校は規模によったり地域によって、その状況は様々なので、区があれをやりなさい、これをやりなさいと言ったところでできないということもあって、学校長判断が以前からあることは承知しているんですけども、ただ、特にこのコロナ禍において、放課後子ども教室をやる、やらないも学校長判断、運動会をやる、やらないも学校長判断で、鋸南日光に行く、行かないも学校長判断ということだと、同じ学年の子どもたちが同じ経験をするのができずに大きくなってしまいうということがあると思うんです。僕たち運動会やったよ、えっ、うち、やらなかったよ、鋸南行ったよ、えっ、行ったことないよ、みたいなことが同じ学年でも生じている状況なので、難しいことは重々承知しているんですけども、校長先生の性分によって大分その辺の判断というのは変わってしまうことなので、それが等しく教育や経験を享受する立場にある子どもたちに影響してしまうのは、保護者としてはちょっとかわいそうだなというのが思いとしてあります。なので、だからといって区から、これをやりなさい、あれをやりなさいという要請だったり命令をしていいというわけではないんですけども、もう少し学校長判断がしやすい方針をもっと細かく示していただいて、子どもたちに不平等が生じないようにしていただきたいなという意見です。

以上です。

齊藤部会長

何か答えられること。お願いします。

物江住区推進課長

住区推進課長でございます。学校長判断、

学校の件につきましては、申し訳ございません、教育委員会のほうにはきちんとお伝えはさせていただきたいと思っております。

学童ということで、放課後の居場所の形からご回答させていただきますが、やはり学童保育室で、今、委員がおっしゃっていただいたように、学童ではなくてほかの代替手段というご家庭もあると思います。やっぱりその辺の、フレキシブルに動きやすいような形ということと、特にランドセルで児童館については、学童としては、やはり週3回以上、学童を利用してください、ぐらいな基準がございますけれども、そういった基準がございますので、やはり今後、コロナ禍も含めて、さらなる周知をしていきたいというところで考えております。

齊藤部会長

お願いします。

松野子ども家庭部長

本日、学校の担当が参っておりませんので、お伝えはしていきたいと思いますが、どちらかというと、ある程度の条件を付して、体験の機会などは一律、この期間はやめましょうとか、なるだけ、5年生と6年生だったら6年生全員には体験ができるようにとか、あるいは5年生でも体験ができなかったら6年のときに優先してとか、やはりどうしても時期の具合で行けなくなってしまう学校があったりとか、そういう事情はあったようなんですが、できるだけ配慮はするということで、学校の担当のほうはコントロールをしていたようです。ただ、不平等感を感じてしまったという実態もあると今、お聞きしましたので、それを丁寧にお伝えしていきたいと思っております。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

野辺委員。

野辺委員

先ほどの委員さんのお話に、放課後子ども教室が学校長の判断というふうにおっしゃったようですが、あれは別に実行委員会というものがあって、実行委員長判断で私たちは動いています。学校長に、ご意見を聞きますけれども、校長判断ではないということです。

齊藤部会長

ほかにはありますでしょうか。

小谷委員。

小谷委員

子どもの貧困対策の主要事業のところにつきまして、20ページの適応指導教室、チャレンジ学級のところで、細かいところなんですけど、コロナによって結構、ひきこもりの子たちが逆に、学校に行かなくて精神的に楽になったという現状があるとか、大学も今、オンラインになったら、進級、今まで落ちていた子が学校に行かなくなった分、授業を受けやすいとか、そういう有用な状況もあります。今回、30年と令和元年のところで、78%から123%ということで、ニーズがあるのかなというふうに思っておりまして、来年度、30人増で、増やすということなんですけど、実はこれを掘り起こすと、かなりのニーズがあるんじゃないかなというふうにちょっと思うんですが、現状として今、不登校の子とか、そういう学校には行けない子というのはどういう状況なのか教えていただきたい、特に、貧困とかそういう困難な状況にある子たちを含めて、教えていただきたい

なと思います。

松野子ども家庭部長

子ども家庭部長です。こども支援センターげんきのほうで担当している不登校の、ちょっと今日は担当はいないんですけれども、概要としてはやはり、コロナで学校に行くのをちょっと抑制していた時期は、人数が少ないので、不登校だったお子さんたちが行きやすくなったという現状があったようです。ただ、通常モードに戻ったら、やはり行きにくくなってしまったというようなこともあって、非常に難しいけれども、逆に、少人数だったら過ごせるお子さんがいるということが分かったりとかという状況があります。今の状況ですと、通常モードに戻っているのかなというところでございますが、チャレンジの適応指導教室ももう一か所今後、増やしていくという考え方がありますので、そういうところをうまく使いながら、学校にはできるだけ戻れるように、戻れないとしても、自分なりの居場所や自分なりのスタイルを築いて、次の進路を考えていくと、そういったことができるように、必ずしもがちがちに、学校に行かなければいけないというところに追い込んでいくようなことではなくて、それぞれのお子さんが、やはり生きやすいスタイルというのを模索していけるような取組をしているところでございます。

I C Tのほうの活用というのももちろん考えておりまして、今、計画を策定して、それに従って、活用してそれなりの、それぞれのやりたいことができる、あるいは学習面でも遅れを取り戻したりというようなことができるようにと考えているところです。

小谷委員

増えるというか、増やしていく方向ではな

いんですか。足立区、広いので、そういうところがもっと近くにあったらいいなと思う中高生っているような、中学生ですかね、小学校はまた別に。

松野子ども家庭部長

チャレンジについては4か所ということで今、4か所を一つの場所としてやるように、3か所ですね、3か所にしていくことですが、それ以外に居場所を兼ねた学習支援の場所を4か所にして、やっていくということがありますので、外に出られるお子さんもいるし、本当に引き籠もってしまって出られないお子さんもいるので、不登校というのをひとくりにせずに、その中をまた切り分けていって、そのお子さんの適正に合わせた居場所なり、学習のスタイルを作っていくというところを考えています。

小谷委員

分かりました。ありがとうございました。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと最後に1つだけ、私のほうから、今日、施設整備のほうですね、保育の意見がたくさん出たかと思うんですけれども、これまで、足立区だけじゃなくて、特に23区、神奈川、埼玉辺りですかね、量の確保というところをすごく重点的に、どこも一生懸命されてきたと思うんですけれども、大体多くのところが落ち着いてきつつあるような状況になってきているのかなというふうに思います。足立区の数字を見ても、そうなんですけれども、その分、これまでずっと後ろで何とか頑張ってきた質という視点ですね、質という言葉はいろいろご意見があるのは

承知なんですけれども、あえて質という言葉を使いますが、質のところの向上というところが今、これから前面に打ち出していくというような体制に、文科も厚労のほうの動きを見ても、そうなっていますので、ちょうど今、シフトをしていくような、そういう時期に来ているのかなと思いますから、足立区のほうでも、よりいろいろな方々への説明とかご理解というのが必要ですし、また、何で質向上かという、子どもの育ちを保障していく、保護者のこの支援をしっかりとっていくための質の向上で、それが日本の国としての今後のことを考えて、非常に重要だと国として思っているということです。そこら辺の重要な時期に来ているというふうに個人的には思いますので、ぜひ丁寧な説明をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日及び本年度の議事を終了させていただきます。

本日も円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

菊地子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。また、活発なご議論もありがとうございます。

それでは、最後に事務局から連絡事項がございます。

まず、次回の日程についてですが、令和3年7月14日水曜日、10時から第1回の子ども支援専門部会を予定しております。開催通知は改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議録についてですが、こちらは後日、委員の皆様方にご送付させていただきます。内容等をご確認いただき、誤りなどございましたら、事務局までご連絡をお願い

いたします。

また、3点目、本日お車でお越しの方は駐車券をご用意しておりますので、出口で事務局職員にお声がけください。

また、本日承ったご意見等につきましては、副部会長からご提案がありましたとおり、推進協議会の本部会議で、こういうご意見を賜ったということで報告させていただきたいと思います。あわせてよろしくお願いいたします。

それでは、本日の「子ども支援専門部会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。